

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 告 示 | |
| ○地方自治法に基づく収納事務の委託 | (会計課) 369 |
| ○ | (消防保安課) 370 |
| ○液化石油ガス販売事業者の認定 | () |
| ○食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設等の登録内容の変更 | (生活衛生課) |
| ○地方自治法に基づく徴収事務の委託 | (京都府立京都学・歴史館) 371 |
| ○地方自治法に基づく収納事務の委託 | (京都府立植物園) |
| ○地方自治法に基づく徴収事務の委託 | (こども・子育て総合支援室) |
| ○救急病院である旨の告示 | (医療課) 372 |
| ○地方自治法に基づく徴収、収納及び支出の事務の委託 | (林業振興課) |
| ○保安林の指定予定の通知 | (中丹広域振興局) |
| ○公共測量の終了 | (用地課) |
| ○地方自治法に基づく徴収及び支出の事務の委託 | (都市計画課) 373 |

| | |
|-------------------|-------------|
| ○地方自治法に基づく収納事務の委託 | (建築指導課) 373 |
| ○地方自治法に基づく徴収事務の委託 | (住宅課) |
| ○地方自治法に基づく収納事務の委託 | () 374 |
| ○落札者の決定 | (京都府営水道事務所) |
| ○地方自治法に基づく収納事務の委託 | (警察本部会計課) |

公 告

| | |
|------------------------|---------------|
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 | (南丹広域振興局) 376 |
| ○土地改良区役員の就任届 | (山城広域振興局) 377 |
| ○土地改良区役員の就任届 | () |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 | (中丹広域振興局) 378 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 | (山城北土木事務所) |

公 安 委 員 会

| | |
|----------------|-----|
| ○警備業法に基づく検定の実施 | 380 |
| ○一般競争入札の実施 | 380 |

告 示

京都府告示第277号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|------|------------|-------------|---|---------------|--------------|
| 31 | 京都府庁生活協同組合 | 京都市上京区京都府庁内 | 京都府立都市公園条例(昭和33年京都府条例第16号)別表の2の(その3)並びに京都府立自然公園条例(昭和38年京都府条例第25号)の別表行商、募金、案内その他これらに類するものの項、写真の撮影の項、映画の撮影の項及び集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項に掲げる使用料、手数料並びに京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)第118条に規定する狩猟税 | 令 6. 3. 27 | 令 6. 4. 1 |

京都府告示第278号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定 番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|----------|---------------------|---------------------------------------|---|---------------|--------------|
| 3 | 一般社団法人京都府危険物安全協会連合会 | 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104の2 京都府庁西別館3階 | 京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)別表第1の13の項に掲げる手数料 | 令 6. 3. 13 | 令 6. 4. 1 |

京都府告示第279号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第46条第1号の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 名 称 | 代表者の 氏 名 | 所 在 地 | 認 定 年月日 |
|----------|-------------|------------------|---------------|
| 有限会社あさひ堂 | 高畑 富紀子 | 船井郡京丹波町橋爪 山61 | 令 6. 5. 24 |

令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があった。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 養成施設の名称及び所在地
 - (1) 養成施設の名称
京都華頂大学現代生活学部食物栄養学科
 - (2) 養成施設の所在地
京都市東山区林下町3丁目456番地
- 2 変更事項及び内容
 - (1) 変更事項
養成施設の名称の変更
 - (2) 変更内容

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|--|--------------------|
| 京都華頂大学現代家政学部食物栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 | 京都華頂大学現代生活学部食物栄養学科 |

- 3 変更年月日
令和6年4月1日

京都府告示第280号

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第16条(同

京都府告示第281号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定 番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|----------|--------------|-----------------------|--|---------------|--------------|
| 13 | 公益財団法人京都文化財団 | 京都市中京区高倉通三条上る東片町623の1 | 京都府立京都学・歴史館条例(平成28年京都府条例第34号)第6条第1項第2号に規定する使用料 | 令 6. 3. 25 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第282号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定 番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|----------|------------|-------------------|---|---------------|--------------|
| 1 | 株式会社バルニパービ | 大阪市中央区南船場四丁目12の21 | 北山カフェ改札口における京都府立植物園条例(昭和35年京都府条例第33号)第3条第1項第1号に掲げる入園料 | 令 6. 3. 13 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第283号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定 番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|----------|--------------|-----------------|---|---------------|--------------|
| 32 | 社会福祉法人日本保育協会 | 東京都千代田区麴町一丁目6の2 | 京都府手数料徴収条例(平成12年京都府条例第1号)別表第1の1の項から1の3の項までに掲げる手数料 | 令 6. 3. 29 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第284号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 年月日 | 認定期限 |
|--------------------------|--------------|---------------|---------------|
| 医療法人社団医療 聖会八幡中央病 院 | 八幡市八幡五反田39の1 | 令 6. 3. 15 | 令 9. 3. 14 |

京都府告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収、収納及び支出に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指 定 番 号 | 名 称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|------------------|----------------|----------------------|-----------------------------|---------------|--------------|
| 11 | 京都府森林組合 連合会 | 京都市中京区西ノ京樋ノ口 町123 | 京都府林業・木材産業改善資金の貸付金、償還金及び違約金 | 令 6. 3. 22 | 令 6. 4. 1 |

京都府告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
綾部市五泉町ススパミ21の1から21の5まで、21の6（次の図に示す部分に限る。）、21の7から21の9まで、22、22の1から22の10まで、22の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第287号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第48号）が令和6年3月15日終了した旨測量計画機関の長である宮内庁書陵部陵墓課長から通知があった。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都市及び宇治市

京都府告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収及び支出に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|------|---------------|-------------|---------------------------------------|---------------|--------------|
| 10 | 公益財団法人京都府公園公社 | 宇治市広野町八軒屋谷1 | 京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）別表の3に掲げる使用料 | 令 6. 3. 22 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|------|--------------------|------------------------|---|---------------|--------------|
| 9 | 公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 | 京都市上京区中立売通室町西入三丁目453の3 | 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）別表第1の83の項、85の項、87の項及び88の項に掲げる手数料 | 令 6. 3. 22 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|------|--------------|------------------|--|---------------|--------------|
| 12 | 株式会社東急コミュニティ | 東京都世田谷区用賀四丁目10の1 | 府営住宅洛西西境谷団地、同洛西竹の里団地、同洛西沓掛団地、同下矢田団地、同城山団地、同古世団地、同穴川団地、同向日台団地、同上植野団地、同向河原団地、同円明寺団地、同須知団地及び同角団地並びに特別賃貸府営住宅洛西竹の里団地の入居者に係る京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第44条の4第1項に規定する使用料及びこれに係る延滞金 | 令 6. 3. 22 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第291号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定 番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|----------|-------------------|----------------------|--|---------------|--------------|
| 12 | 株式会社東急コ ミュニティー | 東京都世田谷区用賀四丁目 10の1 | 府営住宅洛西西境谷団地、同洛西竹の里団地、同洛西沓 掛団地、同下矢田団地、同城山団地、同古世団地、同穴 川団地、同向日台団地、同上植野団地、同向河原団地、 同円明寺団地、同須知団地及び同角団地並びに特別賃貸 府営住宅洛西竹の里団地の入居者に係る京都府府営住宅 条例(昭和42年京都府条例第10号)第29条第1項に規定 する家賃及びこれに係る延滞金、同条例第30条第1項に 規定する敷金並びに同条例第44条の5第1項に規定する 保証金並びに不法占有者に係る損害賠償金及びこれに係 る延滞金 | 令 6. 3. 22 | 令 6. 4. 1 |



京都府告示第292号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 購入物品の名称及び数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 761トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和6年4月3日
- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地
- (5) 落札金額
58,178,450円
- (6) 契約の方法

- 一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年2月16日
- 2(1) 購入物品の名称及び数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,115トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和6年4月3日
- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地
- (5) 落札金額
39,983,900円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年2月16日



京都府告示第293号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定 番号 | 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 | 指 定 年月日 | 委 託 年月日 |
|----------|-------------------------|------------------------|---|---------------|--------------|
| 16 | 株式会社福知山 自動車学校 | 福知山市字土師60 | 京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1の39の項の(6)のア、41の項の(2)、42の項の(2)、42の2の項、42の3の項、50の項の(3)から(8)まで、(11)及び(12)並びに52の項に掲げる手数料 | 令 6. 3. 27 | 令 6. 4. 1 |
| 17 | 株式会社デルタ 自動車教習所 | 京都市右京区西院安塚町6 | | 〃 | 〃 |
| 18 | 株式会社光悦自 動車教習所 | 〃 北区大宮玄塚南町25 | | 〃 | 〃 |
| 19 | 一般財団法人舞 鶴交通安全協会 | 舞鶴市字上安小字向イ山 688 | | 〃 | 〃 |
| 20 | 有限会社京都府 峰山自動車学校 | 京丹後市峰山町荒山738 | | 〃 | 〃 |
| 21 | 株式会社宝池自 動車教習所 | 京都市左京区松ヶ崎芝本町 1 | | 〃 | 〃 |
| 22 | 株式会社長岡自 動車教習所 | 長岡京市開田四丁目6の16 | | 〃 | 〃 |
| 23 | 株式会社綾部自 動車学校 | 福知山市字土師60 | | 〃 | 〃 |
| 24 | 株式会社山城自 動車教習所 | 綴喜郡井手町大字多賀小字 西北河原49 | | 〃 | 〃 |
| 25 | 株式会社山科自 動車教習所 | 京都市伏見区日野奥出56 | | 〃 | 〃 |
| 26 | 株式会社ニュー ドライバー教習 所 | 〃 南区吉祥院向田西町 12 | | 〃 | 〃 |
| 27 | 丹後自動車振興 株式会社 | 与謝郡与謝野町字弓木1459 | | 〃 | 〃 |
| 28 | 株式会社伏見デ ルタ | 京都市伏見区横大路千両松 町9 | | 〃 | 〃 |
| 30 | 株式会社勝英自 動車学校 | 東京都豊島区南大塚三丁目 46の3 | | 〃 | 〃 |
| 33 | 学校法人京都府 自動車学校 | 京都市上京区衣棚通出水上 る御霊町63 | | 〃 | 6. 3. 29 |
| 34 | 株式会社近畿安 全自動車学校 | 〃 右京区西院西貝川町 72 | | 〃 | 〃 |
| 35 | 株式会社園部安 全自動車学校 | 福知山市字内記51 | | 〃 | 〃 |
| 36 | 株式会社二条自 動車教習所 | 京都市中京区西ノ京内畑町 34 | 〃 | 〃 | |
| 37 | 株式会社大久保 自動車教習所 | 宇治市大久保町北ノ山20 | 〃 | 〃 | |

| | | | | | |
|----|-----------------|-------------------|--|----------|---------|
| 29 | 一般財団法人京都府交通安全協会 | 京都市上京区衣棚通出水上御霊町63 | 法令の規定に基づき徴収する手数料のうち京都府警察が処理する事務に係るもの(京都府警察手数料徴収条例(平成12年京都府条例第16号)別表第2の3の項及び4の項に掲げる手数料を除く。) | 6. 3. 27 | 6. 4. 1 |
|----|-----------------|-------------------|--|----------|---------|

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユタカファーマシー
大垣市林町十丁目1339番地1
代表取締役 浅井 家康
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグユタカ園部店
南丹市園部町上木崎四辻12番1ほか
- (3) 変更の内容

| 変更した項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 変更理由 |
|--|------------------------------|------------------------------|----------------|-----------|
| 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 羽田 洋行 | 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井 家康 | 平 30. 6. 20 | 代表者の変更のため |

2 届出年月日

令和6年5月10日

3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和6年6月4日から令和6年10月4日まで

5 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年6月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユタカファーマシー
大垣市林町十丁目1339番地1
代表取締役 浅井 家康
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグユタカ園部店
南丹市園部町上木崎四辻12番1ほか
- (3) 変更の内容(イからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり)

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 変更理由 |
|--------------------|--------|--------|---------------|---|
| ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 1,474㎡ | 1,239㎡ | 令 6. 5. 10 | 施設の配置を現状にあわせて変更するとともに、顧客の利便性より運営方法を変更するため |
| イ 駐車場の位置及び収容台数 | 69台 | 54台 | 7. 1. 10 | |
| ウ 荷さばき施設の位置及び面積 | 34.0㎡ | 19.3㎡ | | |

| | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|--------|---------|
| エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 15.2㎡ | 6.8㎡ | |
| オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時45分 | 24時間営業 | 6. 6. 1 |
| カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後12時まで | 24時間 | |

- 2 届出年月日
令和6年5月10日
- 3 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年6月4日から令和6年10月4日まで
- 5 意見書の提出先
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



木津土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年6月4日
京都府知事 西脇 隆俊

就任役員（理事）

| 住 所 | 氏 名 |
|-------------|------|
| 木津川市木津町瓦谷30 | 八木基詞 |



相楽土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年6月4日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 就任役員
(1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|-------------|------|
| 木津川市相楽朝苅75 | 西谷直三 |
| 〃 〃 大仙堂100 | 山下 肇 |
| 〃 〃 大里75の2 | 市場成之 |
| 〃 〃 〃 105の5 | 辰本静治 |
| 〃 〃 城ノ堀1の1 | 山本 徹 |
| 〃 〃 西戸崎74 | 吉岡 博 |
| 〃 吐師野間11の2 | 下宮政康 |
| 〃 〃 川ノ尻22 | 西田茂樹 |
| 〃 〃 稲葉10 | 山崎 孝 |
| 〃 〃 〃 6 | 北浦紀子 |

- (2) 監事

| 住 所 | 氏 名 |
|---------------|------|
| 木津川市相楽新堂前42の1 | 宮本哲生 |
| 〃 吐師野間10 | 武田任郭 |
| 〃 〃 小林30の1 | 多氣 衷 |

- 2 退任役員
(1) 理事

| 住 所 | 氏 名 |
|-------------|------|
| 木津川市相楽朝苅75 | 西谷直三 |
| 〃 〃 大仙堂100 | 山下 肇 |
| 〃 〃 新堂前15の1 | 河村和年 |
| 〃 〃 西村21 | 浦松 明 |
| 〃 〃 下井手69 | 長村進一 |
| 〃 吐師郷和田48 | 松井清則 |

| | |
|------------|--------|
| 木津川市吐師野間29 | 奥村 精 司 |
| 〃 〃 西垣内39 | 吐院 義 宗 |
| 〃 〃 小林28 | 西田 吉 宏 |

(2) 監事

| | |
|------------|---------|
| 住 所 | 氏 名 |
| 木津川市相楽西村48 | 田 中 利 彦 |
| 〃 吐師西垣内21 | 古 谷 寛 |
| 〃 〃 小林30の1 | 多 氣 衷 |



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を舞鶴市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年6月4日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
舞鶴市字岸谷283番地
谷内 作太郎
舞鶴市字岸谷142番地
谷内 奥左衛門
住所の記載なし
谷内 長五郎
吹田市垂水町二丁目20番27号
岸本 馨
舞鶴市字岸谷397番地の1
大江 武夫
姫路市大黒町2番地
中島 進
舞鶴市字高野由里77番地の1
岸本 芳治

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年京都府告示第226号による。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年6月4日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市宇治山本23の1、25の2、25の5
（関連区域）
宇治市宇治山本1の19の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市伏見区桃山町大島38番地の528
社会福祉法人洛和福祉会

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第94号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年6月4日
京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

- 1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

| 種別及び級 | 方法 | 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|-------------|------|---------------|--------------|-----------------------------------|
| 貴重品運搬警備業務2級 | 学科試験 | 令和6年9月18日（水） | 午前10時から正午まで | 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部 |
| | 実技試験 | 令和6年10月19日（土） | | 京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場 |
| 交通誘導警備業務2級 | 学科試験 | 令和6年9月18日（水） | 午後2時から午後4時まで | 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部 |
| | 実技試験 | 令和6年10月19日（土） | | 京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場 |

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

各20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 京都府内に住所地を有する者

(2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和6年8月21日（水）から令和6年8月23日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

ウ その他

(ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 電話1本につき、1人の受付とする。

(ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月4日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 4の(1)として申請する場合

住所地を疎明する書面 1通

b 4の(2)として申請する場合

京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（検定申請書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

(ア) 4の(1)として申請する場合

その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(イ) 4の(2)として申請する場合

その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料は、検定申請書の提出時に納付すること。

(1) 貴重品運搬警備業務2級

16,000円

(2) 交通誘導警備業務2級

14,000円

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年6月4日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

交通安全施設に係るデジタル回線接続業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

ア 回線等の設置

契約日から令和7年2月28日（金）まで

イ 回線利用期間

令和7年3月1日（土）から令和12年2月28日（木）まで

(4) 履行場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
電話075-451-9111 内線2274

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和6年6月4日（火）から令和6年7月4日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

宛名が記載されているレターパックライトの封筒を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「電気通信機器」

イ 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

(3) 1の(1)の業務を確実に履行することができることと認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者であること。

(6) 契約の履行後、保守、点検その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和6年6月4日（火）から令和6年6月20日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出

時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年7月17日(水)午後2時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年7月16日(火)

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、初期費用及び回線利用料(税抜月額)に回線利用期間(令和7年3月1日(土)から令和12年2月28日(木)までの60箇月)に回線数(231回線)を乗じた金額の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) Main content of contract

A set of digital circuit connection services for traffic safety facilities

(2) The time, date and place for bidding

2:00 p.m., Wednesday, July 17th, 2024

Bidding room on the ground floor, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

- (3) Due date for bidding form submission by mail

Tuesday, July 16th, 2024

- (4) Time of bidding and bid opening

2:00 p.m., Wednesday, July 17th, 2024

Bidding room on the ground floor, the Main building,
Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

- (5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2274